

(5) 対東南アジア外交

(長期)基本政策

(中期)施策

(短期)事業

東南アジア諸国との
更なる関係強化を通
じた地域の安定と繁
栄の確保

1.2 ベトナムとの貿易・投資関係促・・・個別事業群
に向けた取組

1.3 インドネシアの安定・発展に向・・・個別事業群
けた努力に対する支援等を通じ
た、良好な二国間関係の推進

【基本政策の意義】

東南アジアを含むアジア大洋州地域の安定と繁栄を確保することは、わが国の安全と繁栄にとって不可欠である。したがって、東南アジアの安定と繁栄のため、この地域との協力関係を強化することは、わが国の安全と繁栄にとり非常に重要である。わが国は、日・ASEAN 等の枠組みを中心に東南アジアにおける地域協力を強化し、東南アジアの安定と繁栄を確保することを目指す。

【基本政策と中期施策との関係】

ASEAN 地域全体及びわが国と ASEAN 諸国の関係における経済連携強化に向けた動きの中で、特に、FTA に関し、シンガポール(締結済み)、タイ、マレーシア、フィリピン(いずれも平成 16 年より締結交渉入り)が首脳レベルで合意)等の ASEAN 原加盟国との経済連携の強化が図られる中、後発加盟国でありながら進境著しいベトナムとの間で、具体的な成果を上げていくことは、ASEAN 全体の底上げを図り、ASEAN における地域格差の是正を目指す観点から緊急の課題である。特に、ベトナムに関しては、投資先及び ASEAN の生産拠点としてのわが国経済界の関心・注目も高い中、これらの施策を実施することは、極めて時宜に適っており、効果的かつ効果的であった。

また、平成 15 年 12 月、わが国は、ASEAN 諸国の全首脳を日本へ招待し、日本と ASEAN 諸国との首脳会議を開催した。この日・ASEAN 特別首脳会議において、わが国とともに初めて ASEAN 域外で一同に会した全首脳は、日・ASEAN の友好関係を回顧し、将来目指すべき方向を示した。わが国は対 ASEAN 重視政策が不変であるとの方針を再確認し、ASEAN 各国からもわが国が引き続き重要なパートナーであるとの見解が改めて表明された。こうした中で、インドネシアは、平成 9 年以降アジア通貨・金融危機による経済的打撃と、これに伴うスハルト長期政権の崩壊を経験し、以後、様々な分野で改革に取り組んでいる。わが国は、インドネシアの安定と繁栄が ASEAN の安定と繁栄にとって極めて重要であるとの認識に立ち、その改革努力を支援してきている。

1 2 ベトナムとの貿易・投資関係促進に向けた取組

評価責任者	アジア大洋州局南東アジア第一課長 山野内 勲二
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 24 日
<p>1. 【評価を行う目的】</p> <p>わが国経済界のニーズ・要望に対応して政府が行っている、ベトナムの投資環境整備に係る取組（具体的には、日越貿易投資ワーキング・グループ、日越投資協定、日越共同イニシアティブ）に関し、その政策目標及び政策手段を、より客観的な評価に委ねることを通じて、国民に対する説明責任（「アカウンタビリティ」）を果たすと共に、評価を通じて得られるフィードバックを、一層効率的な政策立案及び遂行のために活用する。</p> <p>2. 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>（1）これらの施策の目的は、ベトナムの貿易・投資環境の改善である。これらの施策の背景としては、大きく分けて、以下の二点が指摘される。</p> <p>（イ）第一に、ベトナムは、勤勉かつ低廉な労働力に恵まれ、8000 万人を擁する巨大市場であり、ASEAN 域内の生産拠点として潜在力が高く魅力的な市場である（国際協力銀行及び開発金融研究所が、日本企業 490 社に対して実施した「海外直接投資アンケート」によれば、ベトナムは日本企業の魅力的な投資先として、中国、タイ、米国に次ぐ第 4 位の評価を得ている。）。しかしながら、わが国企業の対越投資は平成 9 年の約 6 億 6000 万ドルのピーク時に比して大幅に減少（平成 14 年約 1 億 200 万ドル）しており、その要因の一つとしては、ベトナムにおける法的安定性の欠如や不透明なビジネス慣行等が挙げられてきた（企業アンケート平成 12 年 3 月通産省（当時）委託・富士総研実施「日本 - ヴィエトナム間の投資促進に関するアンケート調査報告書」によれば、対越投資時の問題や障害の有無について「ある」と答えたのは 83.7%。法制度の不安定性：76.4%、制度運用の不透明性・恣意性：68.9%等の不満が寄せられた。）。以上の状況を一言で言えば、ベトナムは「魅力があるが手が出しにくい」投資先といえ、この矛盾を解消することが重要である。かかる観点から、わが国経済界にとって、ベトナムを魅力的な投資先として潜在性を開花させるために、政府が一定の役割を果たすことは有意義であり、政府として、経済界のニーズを的確にとらえた上で、具体的な取組みが求められている。</p> <p>（ロ）第二に、ベトナムは中国と隣接し、わが国のシーレーンの沿岸に位置するなど地政学的にも重要であるほか、ドイモイ（刷新）政策の下、ASEAN 後発加盟国の中で著しい経済発展を果たしている。この関連で、小泉総理が、平成 14 年 1 月に打ち出した「日・ASEAN 包括的経済連携」を推進する中で、ベトナムを含む後発 ASEAN 加盟国との経済関係の強化を図ると共に、ASEAN 後発加盟国であるベトナムの地域・国際経済への参画を活性化し、地域格差の是正を通じた ASEAN の一体性強化に資することは、わが国の対 ASEAN 政策を今後進めていく上で、外交戦略的観点からきわめて重要である。</p> <p>（2）以上の目的・背景にかんがみ、これまでのところ重層的に以下の 3 つの施策を実施している。関連する施策の概要以下のとおり。</p> <p>（イ）日越貿易投資ワーキング・グループ：平成 15 年で 4 回目を迎えた官民合同の年次協議。平成 12 年に第一回が開催され、現地大使館及び民間企業・団体が事前にカウンターパートとの間で意見交換を行った上で、当方は外務省及び経済産業省の局長級、ベトナム側は計画投資省次官をヘッドとして、現地企業の貿易・投資活動に係る問題点に関しての協議を行う。（本件協議は、通常、終日かけて行われる。）</p> <p>（ロ）日越投資協定：平成 15 年 11 月に署名。本協定は、ベトナム国内における法整備の促進、外国投資に対する規制の緩和・撤廃を通じ、投資家にとっての法的安定性の向上を図り、国内投資環境の一層の改善を確保するための法的基盤を提供。</p> <p>（ハ）競争力強化のための日越共同イニシアティブ：ベトナムの持続可能な経済成長の実現のため、ODA（主に、技術協力等）の枠組みを活用して、外国投資の受入環境の飛躍的改善に</p>	

向けた具体的方策を日越共同で検討した。平成 15 年 4 月の日越首脳会談において立ち上げられ、平成 15 年 12 月の日・ASEAN 特別首脳会議の機会に、両首脳（我が方：小泉総理、先方：カイ首相）に対し、本イニシアティブの「最終報告書」を提出した。

3. 【施策の評価の観点と効果の把握】

（1）必要性

（イ）小泉総理のイニシアティブに基づく対 ASEAN 関係に係る政策の着実な推進

ベトナムとの経済関係の強化は、平成 14 年 1 月に、小泉総理が提唱した対 ASEAN 政策の柱の一つである「日・ASEAN 包括的経済連携」の一環と位置づけられる。右構想を着実に推進するためには、ベトナム及び他の ASEAN 諸国との関係において中心的役割を果たす外務省を中心とした明確な政策立案及び遂行が必要である。

（ロ）様々な政策手段の総合

政策手段に関し、一義的には、外務省が、投資協定の締結、ODA を通じた共同イニシアティブ等を所掌しており、これらを総動員する重層的取組において、外務省が率先して複数の省庁にまたがる国内的リソースを総合した上で、ベトナム側との協議を行うことが、わが国内における施策の重複を防止し、行政の効率的かつ効果的の遂行にとって必要である。（勿論、個別具体的な作業においては現地大使館及び経済産業省をはじめとする関係各省庁と緊密に連携している。）

（2）有効性

（イ）貿易・投資ワーキング・グループ

ベトナムの貿易・投資環境の改善を図り、両国間の貿易・投資関係を一層発展させることを目的として、民間関係者（本邦の本社及び現地商工会）からの参加を得て、問題の摘出と解決に向けた意見交換を行ってきた。その作業の効果として、投資協定及び共同イニシアティブに対する実質的な情報インプット機能を果たしたのみならず、今後ともベトナムの貿易・投資環境改善に向けた、継続的なフォーラムとして機能することが期待されている。

（ロ）投資協定

平成 11 年 3 月の日越首脳会談において協議の開始につき一致。2 度の予備的協議、4 回の本協議等を通じた調整の結果、平成 15 年 4 月のカイ首相訪日の際に基本合意を確認した。本協定は、わが国が過去に締結した投資協定と比較しても、投資家の権利保護の観点から先進的内容と評価できる。具体的には、投資許可段階における最恵国待遇及び内国民待遇の付与（これまでは、投資許可後における最恵国待遇の付与が主流であった）、広範なパフォーマンス要求の禁止（役員の国籍要求、輸出要求、ローカル・コンテンツ使用要求等の禁止）の 2 点において、これまでに日本が締結した他の 10 本の投資協定と比較しても、自由化の度合いの高い内容を規定している。

また、本協定は、平成 13 年 12 月に発効した米越通商協定において、ベトナム側が広範な自由化義務を負うことになった事実にかんがみ、特に、本協定に規定された最恵国待遇の規定につき、ベトナム側が米国の投資家に与えている待遇をわが国の投資家に広く与えることにより、日本企業の権利保護及び投資促進にとってより高いレベルの内容を確保している。

このようなわが国投資家に対する高いレベルでの権利保護は、一般にベトナムの投資環境が整備されていない現状にかんがみれば、極めて有意義である。今後は、本協定の履行確保を通じて、目に見える形で投資環境が改善されることが期待される。

なお、投資協定の署名の際（平成 15 年度 11 月 14 日）には、同日付で、（社）日本経団連（奥田碩会長）、（社）日本貿易会（宮原賢次会長）等の民間企業団体より、署名を歓迎し、本協定の規定する質の高い内容が両国の投資環境の改善に大いに資するものと評価する旨のコメントが出された。

（ハ）競争力強化のための共同イニシアティブ

共同イニシアティブは、政府開発援助（ODA）の中でも技術協力の枠組みを活用した取組である。「平成 15 年度ベトナム国別援助計画」によれば、わが国の対ベトナム援助の基本方針としては、市場経済化の促進、投資環境整備等を通じて成長促進・競争力強化を支援することが目標の一つとして設けられており、そのような目標に基づき、重点分野として、成長促進の観点

から、経済成長を促進するために、投資環境整備、中小企業・民間セクター振興、経済インフラ整備、成長を支える人材育成、国営企業改革等の経済分野の諸改革が掲げられている。

このような基本方針に基づき、平成 15 年 4 月の首脳会談で共同イニシアティブを立ち上げて以降、現地日本企業のニーズを最もタイムリーかつ切実に把握しうる立場にある在ベトナム大使館（以下、在越大とする）は、大使館業務の最重要課題として本件を位置づけ、ODA をはじめとするあらゆる方策を梃子にして、ベトナムの政策変更を求めるとの基本姿勢をもってこれに取り組んだ。まず、在越大は、現地日本企業が日々直面するベトナム投資環境の問題点及び改善点につき、民間コンサルタントと共同して綿密かつ包括的に調査を行った。次に、在越大は、右現地調査に基づき、ベトナム政府に対して、実質的な改善・改革措置に関し、重点分野をリストアップの上、度重なる協議を通じ、具体的な法令の改正及び右実施期限の明示等を求めた結果、最終的に、ベトナム政府から具体的なコミットメントを獲得するに至った。ベトナム政府から具体的なコミットメントを得たことは、同国政府が、従来、「総論」においては外資導入のための投資環境の改善には前向きではあったものの、錯綜する国内利害関係を背景として「各論」になればなるほど消極的であったことにかんがみれば、ベトナム国内ビジネス環境の改善を担保する観点からは、大きな成果であった。

このような取組の結果、4 月、10 月、12 月の 3 回の委員会を経て、ベトナムが抱える投資環境整備に向けた阻害要因を網羅した 44 項目にわたる行動計画を含む最終報告書を作成し、12 月に署名された。この中で、ベトナムの競争力の強化と外国投資誘致の観点から、いわば投資環境改善の「処方箋」にあたる具体的な行動計画を取りまとめた。

約 9 か月という短期間の作業を可能にした背景には、在越大の陣頭指揮のもと現地 ODA タスクフォース、商工会議所等、官民合同の英知を結集した日本側の弛まぬ努力と、永年の友好関係によって醸成されたベトナムのわが国への信頼関係があればこそ可能なものであったと考える。

なお、わが国民間企業関係者からは、共同イニシアティブは、主体的に政府が関与して、わが国民間企業が抱える問題の解決に貢献するという国益重視の観点から画期的なものであったと高い評価を得ているほか、世銀や外国投資家からも、わが国のみならず第三国の投資家にとっても極めて有益なものであるとの高い関心が寄せられている。

なお、上記（イ）～（ハ）の施策は、平成 15 年を中心に行われたものであり、これらの施策の成果は、必ずしも現時点において、貿易・投資額の増加等に係る統計上の具体的な数字に表れている訳ではない。しかし、これらは経済界とのスクラムを組んで緊密に協議しつつ進めている施策であり、こうした政策形成過程における情報共有やマインド形成を通じて、民間企業の投資意欲等に対して積極的な効果をもたらしているといえる。

（３）優先性

（イ）急速に進展する経済統合と高まる民間のニーズ

ASEAN 地域全体及びわが国と ASEAN 諸国の関係における経済連携強化に向けた具体的進展、並びに、そうした動きと連動した民間の高いニーズにかんがみれば、国際競争における日本企業の先行利益をいち早く確保するために、これらの施策は時機をとらえて優先的に実施される必要性が高かった。特に、FTA に関し、シンガポール（締結済み）、タイ、マレーシア、フィリピン（いずれも平成 16 年より締結交渉入り）が首脳レベルで合意）等の ASEAN 原加盟国との経済連携の強化が図られる中、後発加盟国でありながら進境著しいベトナムとの間で、具体的な成果を上げていくことは、ASEAN における地域格差の是正を目指す観点から緊急かつ重要な課題である。

（ロ）小泉総理のイニシアティブ

ASEAN との経済連携の強化は、小泉総理のイニシアティブの下に進められている取組でもある。これらの施策については、ベトナムとの関係においても優先的にリソースを投入して効果的かつ効果的に進め、かつ今後フォローアップすべきである。

４．【評価の結果】

（１）施策の継続 （２）施策の改善・見直し （３）施策の廃止、中・休止 （４）その他

これらの施策を、実際に日本企業による事業活動の活性化につなげるためには、今後着実に

フォローアップすることが不可欠である。わが国経済界との関係では、年次開催が定着している「貿易投資ワーキング・グループ」の他、投資協定については、履行確保に係る「合同委員会」（年一度、いずれか一方の締約国の要請により開催される）、共同イニシアティブについては「モニタリング委員会」（半年に一度）がフォローアップを行う組織として予定されており、日越双方の協力の下でこれらを着実に実施していくこととする。

5 . 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

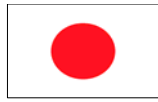
施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。

6 . 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

平成 14 年度通商白書、平成 14 年外交青書、平成 15 年対ベトナム国別援助計画、平成 12 年 3 月通産省委託・富士総研実施「日本 - ヴィエトナム間の投資促進に関するアンケート調査報告書」、平成 15 年国際協力銀行及び開発金融研究所「海外直接投資アンケート」、日越投資協定、「競争力強化のための投資環境整備に関する日越共同イニシアティブ」報告書（平成 15 年 12 月 4 日）、JETRO「アジアの投資環境比較」、早稲田大学アジア太平洋研究センター「米越通商協定とベトナムの外交、経済、日系企業」（平成 15 年 3 月）、平成 14 年 5 月政策研究大学院「日本の対ヴィエトナム開発協力 - 貧困削減を伴う広範な成長への支援 」

7 . 【備考・特記事項】

本文 3 . (2) の最終パラグラフでも記述した通り、これらの施策はまさに途についたばかりであり、施策の効果の発現は、日越両政府による今後のフォローアップに依るところが大きい。但し、貿易・投資活動に関しては、統計上定量的な測定は可能であるものの、活動の主体はあくまでも民間企業であり、ベトナムと中国やタイ等他の域内投資先との相対的な関係を含むさまざまな関連要素を勘案した上でビジネス上の判断を下すのであり、必ずしも本件施策が直接に貿易投資量の増大につながるとは限らない。換言すれば、外務省の施策のみを抽出して、これら施策と結果との間に因果関係を立証することは必ずしも容易ではないことに留意する必要がある。



日ベトナム投資協定



平成16年1月22日
外務省南東アジア第一課

ベトナムの重要性

人口約8000万人の勤勉かつ低廉な労働力を有する巨大市場。
ASEAN域内の生産拠点等の立地条件に優れている。
ドイモイ政策の下、市場経済化・対外開放の成果が顕在化(約7%の成長率)。
地政学的にも中国に隣接、シーレーンに位置し、我が国の外交戦略上重要。



日ベトナム投資協定の意義

日本企業の投資意欲の増大を通じた日越経済関係の深化

法的安定性及び透明性の向上を通じ、越国内の投資環境の一層の改善を確保するための法的基盤を提供。

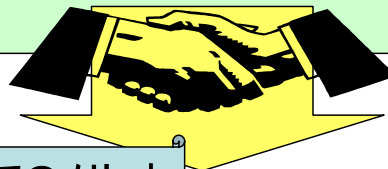
新しいタイプの投資協定

投資の許可段階における内国民待遇を原則として供与。
パフォーマンス要求(役員の国籍要求等)を原則として禁止。
(過去の投資協定と比較し、以上の2点に関し特に先駆的内容となっている。)



日ASEAN包括的経済連携構想の推進

日越協力関係の重層的展開



我が国投資家にとってのメリット

投資家の「安心感」の確保を通じた対越投資意欲の増大。
潜在力の高いベトナムを海外投資先を含めることにより、リスク低減・分散を通じ、海外投資を全体的に安定化。

ベトナムの投資環境の改善に向けた 官民合同の取組

キーワード

官と民の相互協力

「貿易・投資」と「経済協力」の相互連関

それぞれの枠組みのフォローアップを通じた相乗効果



日越投資協定 (03年署名)

日本人投資家の権利保護に係る法的基盤を提供。

問題点を抽出
の上、反映。

フィードバック

日越貿易投資WG (03年で4回目)

問題抽出 / 解決に向けた意見交換の場。
共同イニシアチブ・投資協定の土台を提供。

問題点を抽出
の上、反映。

フィードバック

履行確保のために必要な支援

投資環境改善に係る協定上の約束

日越共同イニシアチブ (03年最終報告書提出)

経済協力(ODA)等を通じたベトナムの構造改革等に対する支援。

1 3 インドネシアの安定・発展に向けた努力に対する 支援等を通じた、良好な二国間関係の推進

評価責任者	アジア大洋州局南東アジア第二課長 滝崎 成樹
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 24 日
<p>1.【評価を行う目的】 インドネシアの安定・発展に向けた努力に対する支援等を通じた良好な二国間関係の推進状況について、その概要を示すことにより、国民に対する説明責任を果たす。</p> <p>2.【施策の目的と背景、施策の概要】 (1) インドネシアは、平成 9 年以降アジア通貨・金融危機による経済的打撃と、これに伴うスハルト長期政権の崩壊を経験し、それ以後、様々な分野で改革に取り組んでいる。しかし、地方での分離独立運動などによる情勢の悪化を始め、政治・経済分野で、引き続き大きな困難に直面している。平成 13 年 8 月、メガワティ大統領は、就任後初の国政演説において、政治危機の克服を宣言しつつ、今後の改革と民主化への取組姿勢、国家の統一性の堅持、新内閣の作業プログラムなどにつき包括的に表明した。 (2) わが国は、インドネシアの安定が東南アジア地域の安定と繁栄にとって極めて重要であるとの認識に立ち、その改革努力を支援してきている。首脳会談や外相会談などの政府要人による会談において、わが国の基本的立場を繰り返し表明するとともに、インドネシアの諸課題への取組に対し、両国間の信頼関係の下、友人としての助言を行ってきた。例えば、平成 13 年 9 月、メガワティ大統領が訪日した際の首脳会談では、小泉総理より、わが国の対インドネシア支援の基本方針として、経済の安定のための支援、各種改革の推進に対する支援、経済効率向上のための障害要因の解消など緊急対応を三本柱とすることを表明した。また、平成 14 年 1 月、小泉総理がインドネシアを訪問し、メガワティ大統領と首脳会談を行った際には、総理よりインドネシア政府がメガワティ大統領の指導の下で種々の改革課題に取り組んでいることに敬意を表するとともに、日本がインドネシアの改革努力に対して支援を惜しまない旨述べた。 (3) インドネシアの各種改革に対する支援</p> <p>(イ) 経済政策支援プログラム 本プログラムは、平成 13 年 9 月の首脳会談での了解に基づき、インドネシアにとって重要な政策課題（マクロ経済運営、銀行セクター改革、民間投資拡大、中小企業振興、地方分権、民主化）について、わが国有識者とインドネシア側政府関係者との政策対話を通じ、同国の改革努力を支援するもの。平成 14 年 3 月以来、5 回の会合を行った。本プログラムは国際社会によるインドネシア改革支援と連携しつつ、特に「財政の持続可能性」及び「国際競争力の強化」を分野横断的なテーマとしてインドネシア側に政策提言を行ってきた。</p> <p>(ロ) 警察の民主化支援 平成 14 年 8 月より、インドネシアの国家警察が市民に信頼される警察となるべくジャカルタ近郊の地方警察署をモデル警察署として、5 年間の予定で「インドネシア市民警察活動促進プロジェクト」を実施している。本プロジェクトは、モデル警察署の組織運営能力の向上、現場鑑識業務の改善、通信指令体制の改善等を目標としている。</p> <p>(二) 司法分野への支援 司法改革支援の可能性を調査するために調査団をインドネシアに派遣し、その結果、短期的支援としてわが国の司法制度に対する理解促進を図りつつ、インドネシアの司法制度改革意欲の強化を目指す研修や現地セミナーを実施するとともに、中・長期的支援については、インドネシアの司法の現状や今後の司法改革の動向に照らして、より具体的な支援内容を検討するために国際協力機構（JICA）より企画調査員を派遣している。</p> <p>(ホ) 地方分権化に対する支援 インドネシアでは、平成 13 年 1 月より、地方分権化が実施されている。わが国は、同国</p>	

の地方分権化に対して、主に地方政府の能力向上を支援すべく、次のプロジェクトを実施している。

地域開発政策支援プロジェクト（平成 13 年 4 月～平成 16 年 4 月）

地方政府の地域開発の計画策定・運営に係る能力の向上を図る。

地方行政人材育成プロジェクト（平成 14 年 4 月～平成 17 年 3 月）

地方行政に関わる人材が研修を通じて、地域開発や行政管理などの分野における必要な能力を獲得する。

地方分権化研究計画（平成 14 年 6 月～平成 16 年 3 月）

地方分権化計画の解決に役立つ研究をインドネシアとわが国の研究者が共同で実施するための資金を供与している。同計画は、地方分権化が経済政策支援プログラムにおいて取り組むべき政策課題の 1 つであり、政策が必要な提言を行うための研究を支援するもの。

(ヘ)「ガバナンス改革のためのパートナーシップ」への支援

わが国は、国際社会と協調して、インドネシアのガバナンス改革(国政における汚職、癒着、縁故主義から脱却するために、政治・経済・司法の分野などでの諸改革)を支援するために、国連開発計画(UNDP)、インドネシア政府及び各ドナーにより設立された「ガバナンス改革のためのパートナーシップ」に対して資金を供与している。

(ト) 総選挙及び大統領選挙支援

平成 16 年 4 月の総選挙及び 7 月の大統領選挙(場合によっては 9 月に決選投票)に対して、わが国は資金支援(約 2250 万ドル)を実施し、また、総選挙委員会へ専門家を派遣している。今後、選挙監視団を派遣する予定。

(チ) テロ対策関連支援

マネーロンダリング(資金洗浄/違法な行為による犯罪収益をあたかも正式な取引で得た資金であるかのように仮装・隠匿すること)対策支援として、インドネシア財務省に専門家を派遣し、マネーロンダリング対策法の運用、金融取引分析センター設立後の活動について、中央銀行及び法務人権省に対し助言を行っている。

マネーロンダリング対策に関する国際セミナーをわが国の支援で開催し、インドネシア関係者のマネーロンダリングに関する実務的知識を高めた。

平成 14 年 10 月のパリ島爆弾テロ事件では、わが国の警察庁より、「国際テロ緊急展開チーム」を現地に派遣し、治安当局との情報交換及び捜査活動を支援した。また、鑑識分野の専門家 5 名を派遣した。

海賊対策・海上警備能力の強化を目的として、わが国は専門家チームを派遣し、新たな海上保安体制構築のための助言・指導を行い、併せて、海上犯罪取り締まりセミナーを実施した。

CBRN(科学、生物、放射線物質、核)テロ対処面における危機管理、被害対処能力を目的として、平成 15 年 9 月、東京にて外務省主催セミナーを開催。インドネシア関係者の危機管理に関する実務的知識を高めた。

(リ) 投資環境改善支援

インドネシア政府が経済政策パッケージの取り纏めに当たり、現地日系企業団体による投資環境整備に関する要望書が反映されるよう働きかけた。発表されたパッケージには、新投資法の議会提出、投資促進のための閣僚チームの設置、主要港湾整備等の要望が踏まえられた内容となった。

(ヌ) 経済連携協定に向けた予備協議の実施

平成 15 年 6 月の首脳会談で発出された共同発表に基づき、経済連携協定に関する予備協議が、9 月に東京で第 1 回会合、12 月にジャカルタで第 2 回会合が開催された。

(ル) 平和構築への支援

分離独立運動により情勢が悪化しているアチェ問題に対して、わが国は、「平和の定着」の必要性から、平成 14 年 12 月に東京で「アチェにおける平和・復興に関する準備会合」(日、米、EU 及び世銀が共同議長)を開催した。その後、アチェにおける平和プロセスを促進・支援するために、被災民のための食糧援助(500 万ドル)や停戦モニタリング経費(120 万ドル)を拠出した。

3.【施策の評価の観点と効果の把握】

(1) 必要性

日・インドネシア関係は、両国間の要人往来が活発に行われているだけでなく、経済面での相互補完関係の下、緊密な友好協力関係が築かれている。貿易の面では、わが国にとって、インドネシアは米国、中国、韓国に次ぐ第4位の輸入相手国であり、インドネシアにとって、わが国は輸出入共に最大の貿易相手国である。また、インドネシアは、石油や天然ガス等エネルギー資源の供給国であると同時に、わが国にとって中東の石油等重要な輸入産品が運ばれる海上輸送路上（シーレーン）に存する。さらに、治安面では、インドネシアは在留邦人が多数滞在し、企業による投資も多い中、テロリストによるバリ島爆弾テロ事件、ジャカルタのホテルでの爆弾テロ事件が発生し、特にバリでの事件では邦人の犠牲者も出ており、同国のテロ対処能力向上は、緊急の課題である。このように、インドネシアは、わが国にとって政治的、経済的、地政学的に極めて重要性が高いことから、わが国が外交手段の一つである政府開発援助（ODA）を活用し、同国の安定・発展を支援することは有意義である。特に、インドネシアの情勢分析に加え、ODAを通じた支援を実施するに際しては、国内における関係省庁間の情報共有化、相互の意思疎通の円滑化を進めつつ、政府全体を通じ効果的・効率的な連携及び調整を図ることが外務省に求められている。

(2) 有効性

二国間関係の推進は、相互理解という定量的な評価が難しい要素を含んでいることから、画一的な評価基準を設定することが難しい。こうした背景の下で、有効性を示す個別の例として、経済政策支援プログラムがある。同プログラムに基づき活動している日・インドネシアのワーキング・チームが、メガワティ大統領へ共同提言を行ったが（「財政の持続可能性」と「国際競争力の強化」の2点を今後の政策運営の判断基準とすること）、平成14年8月の大統領国政演説において、「財政の持続可能性」という文言が明示的に用いられ、かつ、その重要性が前面に打ち出された。施政報告においては、投資誘致がうまく行われていない要因として法執行の確実性の問題が指摘されており、投資環境整備のためには司法改革、ガバナンス改革が重要であるとするワーキング・チームの共同提言の方向性が反映されていた。また、インドネシアの安定・発展に向けた努力に対する支援実施に当たっては、長期的な視点が必要であり、インドネシア側関係者をはじめ、わが国政府部内や関係機関、並びに国際機関や他の援助国と緊密な協議を行い、円滑な実施に努めてきている。

(3) 優先性

わが国は、経済協力総合調査団の調査結果やインドネシア側との様々な政策対話の成果を踏まえた5つの重点分野（公平性の確保、人づくり・教育分野、環境保全、産業構造の再編成）を基盤として、平成13年8月に樹立したメガワティ政権が取り組むべき各種課題を踏まえ、対インドネシア支援の三本柱（経済の安定に向けての支援、各種改革の推進に対する支援、経済効率向上のための障害要因の解消等緊急対応）を打ち立てた。施策は、このような方針の下で実施されたものである。

4.【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

平成15年6月のメガワティ大統領の国賓としての訪日の際に行われた首脳会談において、両首脳は、二国間関係を強化するべく基本的テーマの一つが改革過程の促進及び繁栄の達成であるとの見解を共有した。また、メガワティ大統領は、インドネシアの改革過程及び民主化の加速化に向けたわが国の援助と支援に対して謝意を表明し、これに対して、小泉総理より、わが国はインドネシアの改革努力に対し、更なる効果的・効果的な支援を行うことを確認した。また、同首脳会談では、テロ対策についての二国間協力に関する宣言を発出した。平成16年2月の逢沢外務副大臣とハッサン外相との会談でもこの方針が確認された。したがって、インドネシア支援の重点分野にテロ対策を盛り込む必要がある。

5.【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求を行っていく方針である。

6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- (1) 外交青書(平成14年版、平成15年版)
- (2) 政府開発援助白書(平成14年版)
- (3) 日・インドネシア首脳会談(概要)(平成14年1月12日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/aisa02/indonesia_g.html)
- (4) 日インドネシア首脳会談共同声明
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/ji_sei_0306.html)
- (5) 国際テロリズムとの闘いに関する日・インドネシア共同発表
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/ji_pr_0306c.html)
- (6) インドネシアのガバナンス改革に対する緊急無償資金協力について
(http://www.mofa.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/seisaku_5/021101.html)
- (7) インドネシア経済政策支援第3回会合の開催について
(http://www.mofa.jp/mofaj/press/release/14/rls_1216b.html)
- (8) インドネシア経済政策支援第4回会合の開催について
(http://www.mofa.jp/mofaj/press/release/15/rls_0428c.html)
- (9) 外務省ホームページ・各国地域情勢・インドネシア共和国
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/index.html>)

7.【備考・特記事項】

二国間関係の推進は、相互理解という定量的な評価が難しい要素を含んでいることから、画一的な評価基準を設定することが難しい。また、外務省の施策以外の外部要因もあり、理解の促進を定量的に把握することは困難であることから、長期的な視点が必要であることに留意すべきである。

